

## 女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第1稿）

### I. エンパワーメント・参画

#### 1. 意義と狙い

- (1) 決議 1325 及び関連決議等で更なる具体化が図られてきている WPS アジェンダの中心課題はジェンダー主流化であり、その中でも、あらゆる段階での意思決定への女性の参加は最重要課題である。ジェンダー主流化なしには、社会のあらゆる側面での女性の人権尊重の確保・促進は実現できず、また、ジェンダー主流化を実現・促進していくためには、女性の参画を確保する必要がある。さらに、あらゆる段階での意思決定への女性の参加を進めていくためには、女性の能力を更に開花させ、社会全体がその能力をより積極的に活用していく環境整備を含む、女性のエンパワーメントが不可欠である。この関連で、2013年10月に安保理で採択された決議 2122 が、紛争解決、平和構築における女性のリーダーシップに焦点を当てていることにも留意すべきである。
- (2) 日本国内においては、男女共同参画基本法に基づく第3次男女共同参画基本計画において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%にすることを目標としている。同計画に基づき、この目標の達成を含めた男女共同参画社会の形成に向けて、今後とも着実に施策を実施していく。
- (3) 日本が行う国際貢献については、あらゆる側面において、女性のエンパワーメント・参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を強化する。  
具体的には、以下の目標ごとに、関連施策を着実に実施していく。

#### 2. 具体的な目標

##### I. 1. 紛争予防・再発防止の取組を強化し、その中で女性の参画を促進し、ジェンダー主流化を進める。

紛争予防・再発防止を徹底するためには、暴力を許容しない社会の土壌作りが不可欠である。特に、紛争下の女性・女兒に対する性的暴力は、地域に存在するジェンダー不平等<sup>1</sup>に起因するところが多い。したがって、紛争予防・再発防止のためには、地域の行政レベルから草の根レベルにわたって男女双方の理解を促進し、ジェンダー主流化を押し進めていく努力が不可欠となる。日本

<sup>1</sup> 性差別だけでなく、男女間の権力の格差、それに基づく社会構造・制度も含まれる。

がこれまでも重点的に取り組んできた平和構築，中でも紛争予防・再発防止の分野において，早期警戒・早期対応に重点を置き、ジェンダーに関する情報収集を徹底し，これを適切に事業形成，実施及び評価に反映させる。また、紛争予防・再発防止において女性が果たし得る独自の役割と貢献を認識し，これを支援する。

### 1.2. 国連 PKO 等の国際機関の活動及び自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用する。

多くの場合，紛争や災害の現場における女性の特別なニーズへの対応者としては女性が最も望ましい。日本は，これまでも現場における女性・女兒への配慮や女性・女兒の特別なニーズへのきめ細やかな対応を積極的に行ってきたおり，国連 PKO に女性自衛官を派遣し，東日本大震災後の救助活動においても女性自衛官が活躍した。また、2011年3月には個人派遣の軍事要員として，初めて女性の自衛官を国連 PKO ミッションへ派遣した。国連 PKO 要員への女性の派遣のニーズはますます高まっており，日本政府は2013年7月に初めて女性の司令部要員を国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に派遣した。引き続き現場での女性の活躍を推進していく。

文民要員についても，国際機関等における日本人職員の増強のための JPO 派遣制度などを通じて日本人女性の国際機関，国連ミッション等における活躍を後押ししていく。

### 1.3. 人道・復興支援において女性の意思決定への参加を推進する。

紛争や自然災害後一定の時間が経過し復旧や復興が本格化する段階では，崩壊したコミュニティを再建する過程でジェンダーの視点が確実に反映されるよう条件を整える必要がある。これは，社会の中で女性が歴史的に置かれてきた地位にも深く関わる問題であり容易ではないが，まず何よりも重要であるのは，女性の意思決定への参加を推進するための前提条件を整えるため，民主化支援や選挙支援などを通じて，責任ある形で女性の意思決定への参加を日本として後押しすることである。女性の意思決定への参加の推進は，コミュニティの安定的かつ持続可能な発展を可能とし，ひいては長期にわたる平和の定着に大きく貢献する。また，これは，個人が自らのため，また社会のために行動する能力の強化を重視する人間の安全保障の観点からも重要である。

日本自身も，東日本大震災からの復興に際しては男女共同参画の視点を踏まえた復旧・復興の取組を促進してきている。

日本が実施する具体的な施策

I. エンパワーメント・参画

日本が行う国際貢献のあらゆる側面において、女性のエンパワーメント・参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を強化する。

目 標	施 策	期 限	担当府省庁
<p>I.1. 紛争予防・再発防止の取組を強化し、<b>その中で女性の参画を促進して、ジェンダー主流化を進める。</b></p>	<p>I.1.1. 「平和の構築」を重点課題に掲げる ODA 大綱に基づき、紛争を予防し、再発を防ぐための支援を引き続き積極的に行う。紛争影響地域での ODA 事業実施に当たっては、「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA)」を実施し、ジェンダー視点も踏まえた地域の現状及び紛争要因を分析し、紛争予防及び平和促進に必要な配慮 (ジェンダー視点を含む) を案件の計画策定から評価までの事業運営管理に組み込む。</p> <p>また、平和構築・紛争予防における女性の参画を促進する事業やジェンダー主流化を促進する事業への支援を<b>着実に実施強化</b>する。</p> <p>案件の計画策定・実施においては、PNA 及び WPS アジェンダを実施するための国際機関や関連組織等が定めた国際的な枠組みや基準に<b>を配慮採用</b>する。</p> <p>《指標 1》 紛争影響地域における <b>JICA を通じた ODA 事業の実施に際しジェンダーの視点に配慮したを含む PNA を行ったプロジェクト数及び全体に占める割合。</b></p> <p>《指標 2》 <b>JICA が実施した事業への女性の参画や生活レベルの向上を数値化。</b></p> <p>《代替指標》 <b>ジェンダーに配慮した紛争予防・再発防止支援と人道・復興事業の件数</b></p> <p>《指標 3》 <b>ODA 予算に占めるジェン</b></p>		

	<p><u>ダー主流化促進事業の割合。</u>  <u>《代替指標》 ODA 実施額に占める平和構築・紛争予防における女性の参画を促進する事業やジェンダー主流化を促進する事業の割合</u></p>		
	<p>I.1.2. 和平プロセスの意思決定に男女が平等に参画できるよう、男女の平等な政治参加の促進、男女双方を対象とした平和教育の実施及び紛争後の社会再建において、ジェンダーに平等な法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスがジェンダーの視点から改善され、社会への平等な参画の促進を通じて、安全かつ恒久的に平和な社会が実現されるよう支援する。</p> <p><u>《指標》 ジェンダー平等な法律や制度の構築を支援する案件数。</u>  <u>《代替指標》 ジェンダーの視点から法律や制度及びその運用、司法アクセスの改善を支援する事業の件数</u></p>		
	<p>I.1.3. 国連平和構築委員会 (PBC) の教訓作業部会議長として、ジェンダーをテーマの一つとして取り上げ、PBC 対象国における平和構築分野の女性の役割強化の進展のばらつき解消に向けた必要な勧告を行い、PBC 全体としての議論活性化を促す。平和構築基金 (PBF) における主要ドナー国として、女性関連プロジェクトへの同基金の拠出目標 15%を達成するため平和構築活動における女性の参画のための支援実施を促す。その際、女性のエンパワーメントの視点を重視する。</p> <p><u>《指標 1》 平和構築基金における女性関連プロジェクトへの拠出割合。</u>  <u>《指標 2》 指標 1 の割合のうち、女性のエンパワーメントに資するプロジ</u></p>		

	エクトの割合。		
I.2. 国連 PKO 等の国際機関の活動及び自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用する。	<p>I.2.1. 国連 PKO 等のミッションへの要員派遣に当たっては、業務の性質や要員の能力等を総合的に判断し、我が国の要員が、当該ミッションの求める厳しい基準を満たし、かつ、その能力を十分に発揮できるよう適材適所の要員選考に努め、当該ミッションに対し効果的な協力を行うべく今後も積極的に女性要員を派遣する。さらに、我が国の国連 PKO 及び人道支援・災害救援活動等における女性隊員の活動やその重要性に関する情報発信を強化する。</p> <p>《指標》国連 PKO 等のミッションへの女性要員派遣数。</p>		
	<p>I.2.2. 女性の保護等を担う国際機関や国連ミッション等のポストを含め、国際機関職員を目指す日本人女性の支援に向けた業務を引き続き行っていくとともに、国連等国際機関幹部への日本人、特に日本人女性の登用を促進するための努力を引き続き行っていく。</p> <p>《指標》国際機関等に就職した日本人女性数・割合。幹部・管理職の女性の数・割合。</p>		
I.3. 人道・復興支援において女性の意思決定への参加を推進する。	I.3.1. 開発途上国の民主化の取組への支援を重視する ODA 大綱及び1996年のリヨン・サミットにおいて発表した「民主的発展のためのパートナーシップ」に基づき、選挙支援、行政支援、法・司法制度支援、メディア支援、女性の平等のための支援等を始め		

	<p>とする各種支援を着実にやっていく。</p> <p>具体的には、インドネシアが主導する「バリ民主主義フォーラム」への積極的な支援を通じ、インドネシアのみならず地域の民主化を促進するための努力を継続する。</p> <p>また、中東・北アフリカ地域の歴史的変革は、公正な政治参加を促進するためのまたとない機会であることを認識し、公正な政治・行政運営の確立を支援するため、チュニジアやエジプト等において選挙支援を行う。</p> <p>《指標》日本が行った民主化支援の件数。中東・北アフリカ地域の国等に対して行った選挙支援プロジェクトの件数及び派遣された選挙監視員の人数。</p>		
	<p>I.3.2. 国際会議等の場を通じ、和平交渉、復旧・復興などあらゆる場及びプロセスにおける女性の参画の重要性を日本政府として強調する。</p>		
	<p>I.3.3. 国内においては、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の周知を図ることにより、地方公共団体における自然災害後の男女共同参画の視点からの復旧・復興に係る取組の強化を促進する。また、こうした日本の東日本大震災等の経験と知見の国際社会との共有を進める。</p>		